

農	作	業	安	全	を
学	び	ま	し	よ	う

労働安全衛生関係法令では、労働者が従事する業務により労働災害に被災しないよう、働く場の環境、取り扱う機械設備や材料の持つ危険性や有害性を知らせるほか、安全な作業手順などを教育しなければならないとしています。本リーフレットは、よくある災害事例を紹介しつつ、農作業を安全で衛生的に行うために最初に身につけるべき事項をとりまとめたものです。

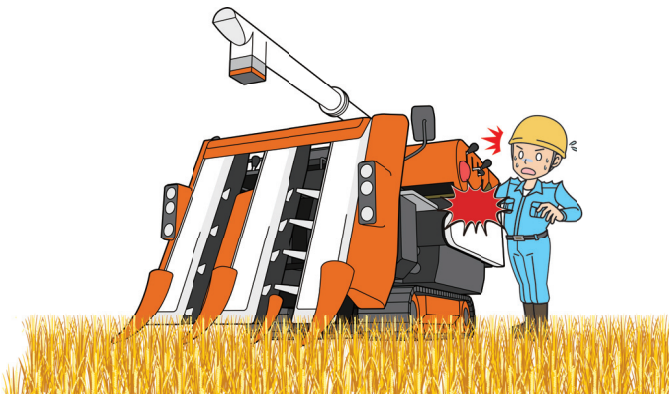


近年、農作業中の死亡事故者数は年間 250 人程度で推移しています。就業者 10 万人当たりの死亡者数も増加傾向にあり、危険とされている建設業を上回り、他産業との差が拡大傾向にあります。また、死亡事故を要因別にみると、農業機械作業に係る事故が全体の 7 割を占める状態が継続しています。

そのような中、今後、農業経営の法人化や農業支援サービス事業の利用が拡大していく現在、不慣れな未熟練労働者が農業機械作業などリスクの高い業務に従事することが想定されます。

このため、使用する機械・設備の危険箇所や使用する資材の有害性を労働者に周知するとともに、災害事例を踏まえ、正しい作業方法を教育する必要があります。

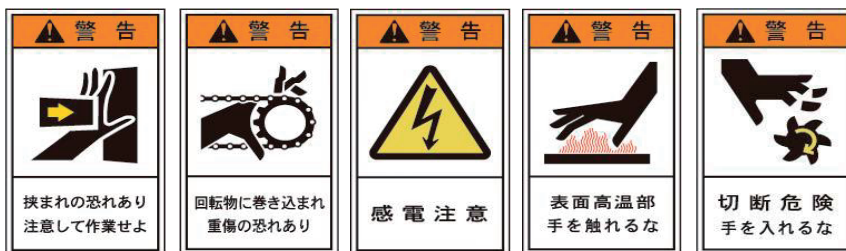
1 使用する機械・設備の危険個所を確認しましょう



《災害事例》 機械を停止することなく、ワラ等を取り除く清掃作業を行い、コンバインの駆動部分に右腕を巻き込まれる

- ・機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等は、接触することにより巻き込まれ又は引き込まれる等の危険があります。
- ・操作方法に関する教育を受けた機械以外は使用してはいけません。
- ・機械の掃除、給油、点検等の作業は機械の動力を遮断して行いましょう。
- ・機械が詰まり等により、停止したり動きがおかしくなった場合には、動力を遮断し、責任者に連絡しましょう。

- ・機械・設備については、メーカーが安全化を図れなかった箇所（はさまれ、巻き込まれ、感電などの危険がある箇所）には、次のような警告ラベルが貼られています。
- ・このようなラベルがあるときは、危険個所に注意して作業する必要があります。



2 使用する資材などの有害性を確認しましょう



- ・容器、包装に次の絵表示があるときは、取扱いに注意しましょう。



【どくろ】 急性毒性があります。



【健康有害性】 吸い込むと健康障害が発生します。



【感嘆符】 何らかの有害性があります。



【炎】 火災となる危険があります。



【腐食性】 皮膚、眼に損傷を与えます。



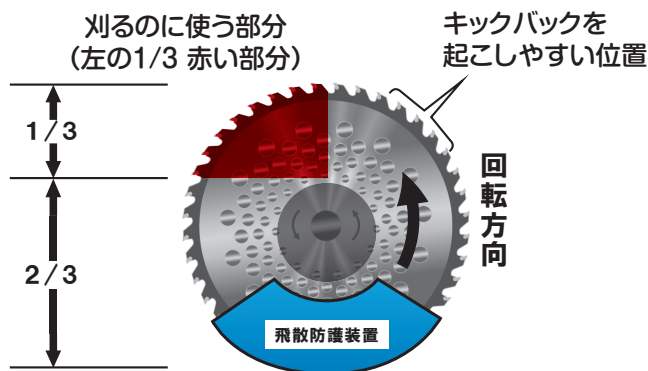
【環境】 水環境に悪影響を及ぼします。

- ・正しい取扱い方法や必要な保護具を確認し使用しましょう。

刈払機の取り扱いには、作業の安全に配慮した 服装および保護具の着用が必要です



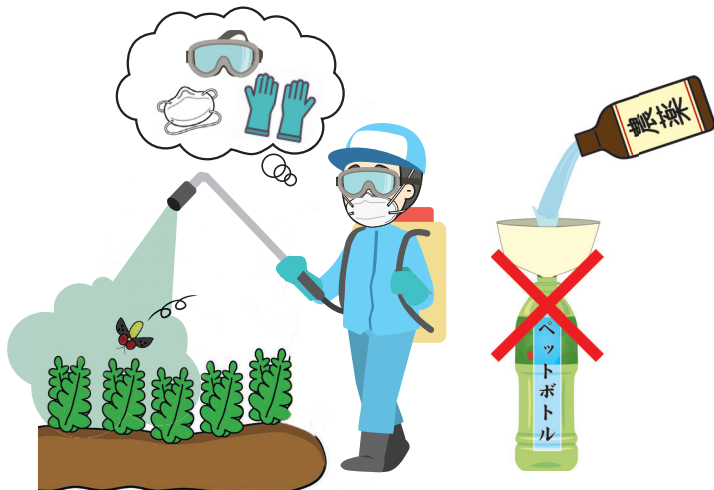
《災害事例》 刈払機の使用時、キックバックして（はね返って）他の労働者に刃が当たる



- ・作業者は、フェイスガード、防振手袋、すね当て及び滑りにくい作業靴（斜面ではスパイク付き作業靴等）を着用しましょう。
- ・作業開始前に、刈刃に損傷や変形がないか確認し、不良があれば速やかに管理者へ報告しましょう。また、刈刃の近くにある飛散防護装置が適切な位置にあることを確認しましょう。
- ・石や空き缶等に刈刃が接触すると、思わぬ方向に飛んで大変危険なため、作業場所に落ちている石、空き缶等を作業開始前に調べて取り除きましょう。
- ・作業するにあたって定めた作業手順、担当場所を守り、周囲の人と接近しないようにしましょう。
- ・作業者へは離れた所から声をかけたり、手を振る等あらかじめ決めておいた合図をして、確実に作業中断したことを確認してから近づきましょう。
- ・公道に面する場所などでは、石などの飛散時のガード対策を取りましょう。

4

農薬散布には、作業の安全に配慮した服装および保護具の着用が必要です



- ・農薬のラベルを確認して、ゴーグル、帽子、保護マスク、保護衣、保護手袋、長靴等の必要な装備を着用しましょう。
- ・農薬は必要な分だけ量りとりましょう。
- ・農薬や希釈液を、ペットボトル等飲食品の空容器に移し替えないようにしましょう。

5

高所作業による墜落が多発しています

- ・三脚脚立を使用するときは、小石などに乗らないよう安定した場所を選び、開き止めを全開にしましょう。
- ・最初に最下段に乗り、足が沈むなどによるぐらつきが生じないか確認しましょう。
- ・最上段から2段より下に立ち、作業する時はすねを踏み段に当てて体を安定させましょう。
- ・高さ2メートル以上の箇所で作業するときは、85cm以上の高さの手すりのある作業床の上で行いましょう。全周に手すりのない作業床で作業を行うと

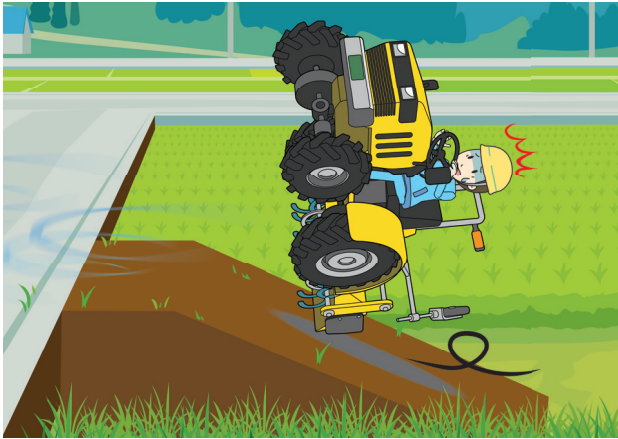


きは、安全带（正式名称：墜落制止用器具）で墜落距離の短くなるリール式を使用しましょう。なお、安全带のフックは一番高い手すりなどに掛けましょう。

- ・高さが1メートル程度でも、墜落すると重大なけがをすることがあります。踏み台程度でも不安定なものを使うことなく、必ず決められた踏み台を使いましょう。
- ・トラックの荷台への飛び乗りや飛び降りといった不安全行動を行わないようにしましょう。



6 転倒災害など乗用型トラクター等による災害が多発しています



《災害事例》 ほ場から公道への坂道でスピードを出しすぎて横転する



《災害事例》 収穫の位置変えのためコンバインを後退したところ、補助者に激しく当たる

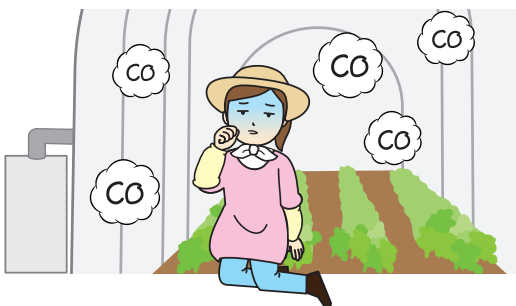
- ・乗車する前に安全フレームを立てましょう。
- ・ほ場の外では、左右の独立ブレーキペダルを連結しましょう。
- ・シートベルトを必ず装着しましょう。
- ・運転席以外の場所に人を乗せてはいけません。
- ・ほ場から出る際は、決められた箇所をゆっくりと上りましょう。装着する作業機によって前後バランスが悪くなる場合は、フロントウェイトを装着して前後バランスを改善しておく必要があります。
- ・路肩が崩れることもあるので、路肩に近づきすぎないようにしましょう。路肩にポールを立てたりするのも効果的です。
- ・エンジンをかける、作業機に動力をつなぐ、発進する等の際は、安全確認のため、声をかけあう、警報器をならす等の合図をしましょう。
- ・運転席からは見回しても車体の陰で見えない場所（これを「死角」と言います）があります。周囲に人がいないことを乗車前に確認しましょう。

7

機械は必ず作業開始前に点検し、合わせて定期的な検査をしましょう

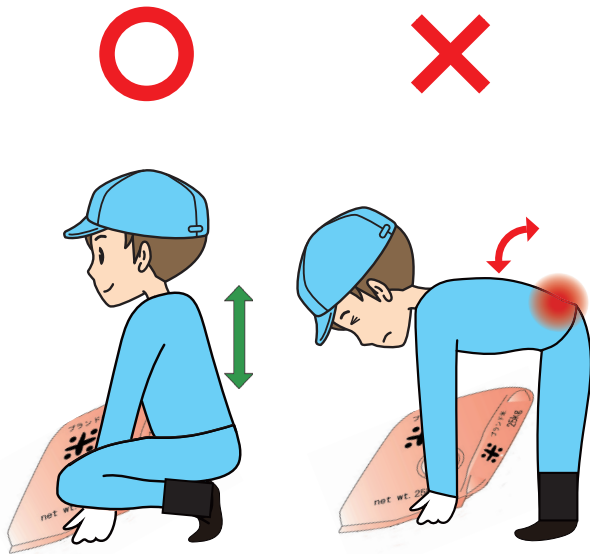


- ・農業機械や農業設備を使用するときは、取扱説明書に定められた項目について点検しましょう。
- ・フォークリフト、小型ボイラーなど定期的な検査や有資格者による検査が義務付けられている機械があります。機械が急に故障すると思わぬ災害が発生することがあります。
- ・フォークリフトなど上げ下げする装置がある機械は、使用しない時は必ず下まで下げておきましょう。上げておくと知らぬ間に下りてきて挟まれることがあります。



《災害事例》 小型ボイラーの不完全燃焼でハウス内の作業者が一酸化炭素中毒になる

8 重量物運搬や不自然な姿勢の作業は、腰痛の原因になります



- 上げ下ろしする物にできるだけ身体を近づけて持ち上げましょう。
- 台車などの道具や補助機器を使うなどができるか考え、腰への負担を軽減しましょう。
- ストレッチを中心とした腰痛予防体操をしましょう。

9 炎天下やハウス内での作業は、熱中症に注意しましょう 熱中症かもしれないと思ったらすぐ病院へ行きましょう

- ①首筋まで影になる帽子を着用する、②こまめな休憩をとる、③吸湿性、速乾性のある通気性のよい衣服（ファン付きもあります。）を着用する、④保冷剤、冷たいタオルなどで体を冷やすなどにより、暑さを避けましょう。
- のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分、塩分、経口補水液などを補給しましょう。
- 万が一の時助け合う必要が生じるため、一人作業はできる限り避けましょう。
- 気分が悪い（自己判断）、顔色が悪い（他者判断）などの時は様子を見ていないですぐ病院へ行きましょう。
- 自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう。
- 病院へ行くまでは応急処置として、①エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所に避難しましょう。②また、衣服をゆるめ、体（首の周り、脇の下、足の付け根など）を冷やしましょう。



整理



- ・「整理」は、必要なものと不要なものを区分し、不要、不急なものを取り除くことです。
- ・「整頓」は、必要なものを決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に、容易に取り出せるようにしておくことです。
- ・重い物、ガラス品、角の鋭いものなど落下時の危険のある物は棚などの上方には置かないようにしましょう。
- ・「清掃」は、ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除き、油や溶剤など隅々まできれいに清掃することです。仕事をやりやすく、機械の異常や設備の劣化不良など問題点が分かるようにすることです。

整頓



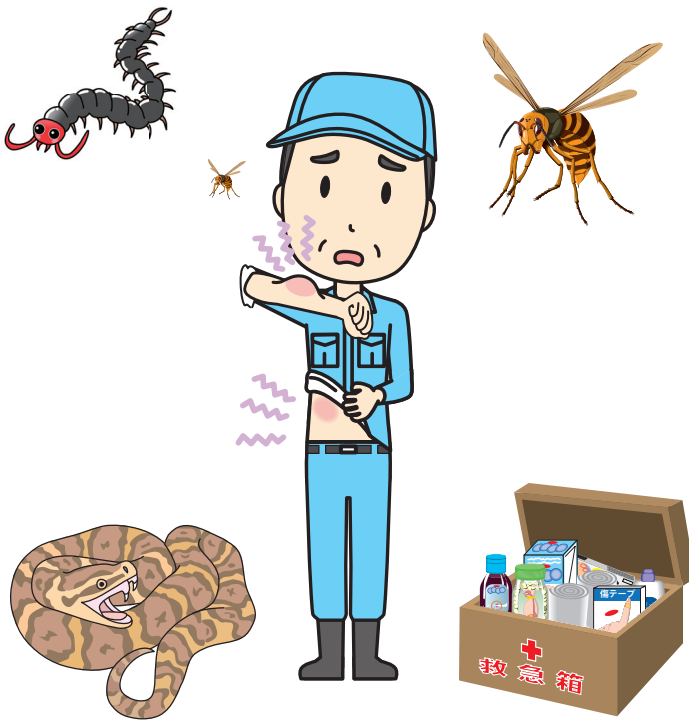
- ・「清潔」は、職場や機械、用具などのゴミや汚れ、かぶっている土ぼこりなどをきれいにとって清潔な状態を続けることと、そして作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れの無い状態にしておくことです。

清潔

清掃



11 蜂やムカデなどに刺されたときは、すぐに処置をしましょう



- ・刺された現場から離れ、速やかに毒吸引器（別名：ポイズンリムーバー）等で毒を絞り出しましょう。
- ・刺されたところに、抗ヒスタミン軟膏を塗りましょう。
- ・発疹、目がくらむなどの全身症状がでたら、速やかに医療機関にかかりましょう。
- ・その他の包帯、消毒薬などを入れた救急箱を備えておきましょう。

12 けがをした時は必ず責任者へ報告しましょう



- ・会社へ黙って自己治療してはいけません。
- ・体調不良や些細な怪我でも、必ず上長へ報告しましょう。
- ・大したことがないと自己判断してはいけません。思いのほかこじらせて治りにくくなる可能性があります。
- ・ケガをしなくても、「ヒヤリ・ハット」したことがあれば、責任者に報告しましょう。対策を講じないと、他の人のケガにつながる可能性があります。

事業名：「令和5年度農業現場における労働安全衛生教育の実施環境整備に向けた調査事業」
委託者：農林水産省
作成者：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会
協力者：厚生労働省